

●香川県病院局告示第2号

平成19年香川県病院局告示第1号（香川県立病院の使用料及び手数料）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月31日

香川県病院事業管理者 小 出 典 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																								
<p>第1条 略 2～4 略 5 告示第498号第8号の規定により計算した入院期間（以下「計算対象入院期間」という。）が180日を超えた日以後の入院（告示第498号第9号に規定する者の入院を除く。）に係る使用料の額は、第1項の規定により積算して得た額に、告示第498号第10号の規定により積算して得た額に100分の15を乗じて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>第3条 他の医療機関からの依頼によって診療、検査等を行った場合に徴収する使用料及び手数料の額は、算定方法により積算して得た額に<u>1,000分の756</u>から<u>1,000分の1,080</u>までの範囲内で院長が定める率を乗じて得た額とする。</p> <p>第4条 略 2 外来診療として人工透析を受ける場合及び外来化学療法を受ける場合並びに<u>検診センターにおいて健康診断（検診を含む。以下同じ。）</u>を受ける場合は、前項の使用料を免除する。</p> <p>別表第1（第1条、第2条関係） 1 使用料 (1) 入院料に加算する病室使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">1人室</th> <th colspan="2">2人室</th> <th colspan="2">4人室</th> </tr> <tr> <th>等級</th> <th>1日当たりの金額</th> <th>等級</th> <th>1日当たりの金額</th> <th>等級</th> <th>1日当たりの金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	1人室		2人室		4人室		等級	1日当たりの金額	等級	1日当たりの金額	等級	1日当たりの金額								<p>第1条 略 2～4 略 5 告示第498号第8号の規定により計算した入院期間（以下「計算対象入院期間」という。）が180日を超えた日以後の入院（告示第498号第9号に規定する者の入院を除く。）に係る使用料の額は、第1項の規定により積算して得た額に、告示第498号第10号の規定により積算して得た額に100分の15を乗じて得た額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>第3条 他の医療機関からの依頼によって診療、検査等を行った場合に徴収する使用料及び手数料の額は、算定方法により積算して得た額に<u>1,000分の735</u>から<u>1,000分の1,050</u>までの範囲内で院長が定める率を乗じて得た額とする。</p> <p>第4条 <u>前3条の規定は、香川県立がん検診センターに準用する。</u></p> <p>第5条 略 2 外来診療として人工透析を受ける場合及び外来化学療法を受ける場合は、前項の使用料を免除する。</p> <p>別表第1（第1条、第2条関係） 1 使用料 (1) 入院料に加算する病室使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">1人室</th> <th colspan="2">2人室</th> <th colspan="2">4人室</th> </tr> <tr> <th>等級</th> <th>1日当たりの金額</th> <th>等級</th> <th>1日当たりの金額</th> <th>等級</th> <th>1日当たりの金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	1人室		2人室		4人室		等級	1日当たりの金額	等級	1日当たりの金額	等級	1日当たりの金額							
区 分		1人室		2人室		4人室																																			
	等級	1日当たりの金額	等級	1日当たりの金額	等級	1日当たりの金額																																			
区 分	1人室		2人室		4人室																																				
	等級	1日当たりの金額	等級	1日当たりの金額	等級	1日当たりの金額																																			

香川県立 中央病院	特別室	21,600円				
	LDR	15,000円				
	A室	7,560円		A室	1,296円	
香川県立 丸亀病院	A室	1,728円	A室	648円		
	B室	1,404円	B室	540円		
香川県立 白鳥病院	A室	5,940円				
	B室	4,860円				
	C室	3,780円				

備考

1 病室（LDRを除く。）の使用が消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第6号に規定する療養若しくは医療若しくはこれらに類するものとしての資産の譲渡等又は同表第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当する場合の当該病室使用料の額は、1日当たりの金額から、その金額に108分の8を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を控除して得た額とする。

2 略

(2) 非紹介患者初診加算料

区 分	単 位	金 額
香川県立中央病院	1回	2,160円

(3) 略

2 手数料

(1) 文書手数料

- ア 健康診断書 1部につき 2,160円
- イ 普通診断書 1部につき 2,160円
- ウ 特別診断書
  - (ア) 厚生年金に関する診断書 1部につき 5,400円
  - (イ) 国民年金に関する診断書 1部につき 5,400円
  - (ウ) 生命保険・傷害保険に関する診断書 1部につき 5,400円
  - (エ) 身体障害に関する診断書 1部につき 3,240円
  - (オ) 自動車損害賠償責任保険に関する後遺傷害診断書 1部につき 5,400円
  - (カ) 訴訟等関係診断書 1部につき 5,400円
  - (キ) その他の特別診断書 1部につき 5,400円

香川県立 中央病院	特別室	21,000円				
	LDR	15,000円				
	A室	7,350円		A室	1,260円	
香川県立 丸亀病院	A室	1,680円	A室	630円		
	B室	1,365円	B室	525円		
香川県立 白鳥病院	A室	5,775円				
	B室	4,725円				
	C室	3,675円				

備考

1 病室（LDRを除く。）の使用が消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第6号に規定する療養若しくは医療若しくはこれらに類するものとしての資産の譲渡等又は同表第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当する場合の当該病室使用料の額は、1日当たりの金額から、その金額に105分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を控除して得た額とする。

2 略

(2) 非紹介患者初診加算料

区 分	単 位	金 額
香川県立中央病院	1回	2,100円

(3) 略

2 手数料

(1) 文書手数料

- ア 健康診断書 1部につき 2,100円
- イ 普通診断書 1部につき 2,100円
- ウ 特別診断書
  - (ア) 厚生年金に関する診断書 1部につき 5,250円
  - (イ) 国民年金に関する診断書 1部につき 5,250円
  - (ウ) 生命保険・傷害保険に関する診断書 1部につき 5,250円
  - (エ) 身体障害に関する診断書 1部につき 3,150円
  - (オ) 自動車損害賠償責任保険に関する後遺傷害診断書 1部につき 5,250円
  - (カ) 訴訟等関係診断書 1部につき 5,250円
  - (キ) その他の特別診断書 1部につき 5,250円

- エ 死亡診断書 1部につき 3,240円
- オ 死体(胎)検案書 1部につき 5,400円
- カ 診療報酬明細書 1部につき 3,240円
- キ 介護保険に関する主治医意見書

区 分	入院患者	入院患者以外
	1部につき	1部につき
新規申請者	<u>4,320円</u>	<u>5,400円</u>
継続申請者	<u>3,240円</u>	<u>4,320円</u>

ク 各種の意見書又は証明書

- (ア) 記載内容が複雑なもの 1部につき 3,240円
- (イ) その他のもの 1部につき 1,080円

ただし、2部以上作成する場合において、増加分1部について徴収する額は、キを除き、それぞれの額の半額とする。

(2) 健康診断料

ア 普通健康診断料は、算定方法により積算して得た初診料に相当する額に100分の108を乗じて得た額とする。

イ 略

ウ 各種検査を行った場合は、当該検査につき、算定方法により積算して得た額に100分の108を乗じて得た額を加算する。

エ レントゲン診断を行った場合は、算定方法により積算して得た額に100分の108を乗じて得た額を加算する。

(3) 予防接種料

予防接種料は、算定方法により積算して得た額に100分の108を乗じて得た額とする。

(4) 略

別表第2 (第4条関係)

略

- エ 死亡診断書 1部につき 3,150円
- オ 死体(胎)検案書 1部につき 5,250円
- カ 診療報酬明細書 1部につき 3,150円
- キ 介護保険に関する主治医意見書

区 分	入院患者	入院患者以外
	1部につき	1部につき
新規申請者	<u>4,200円</u>	<u>5,250円</u>
継続申請者	<u>3,150円</u>	<u>4,200円</u>

ク 各種の意見書又は証明書

- (ア) 記載内容が複雑なもの 1部につき 3,150円
- (イ) その他のもの 1部につき 1,050円

ただし、2部以上作成する場合において、増加分1部について徴収する額は、キを除き、それぞれの額の半額とする。

(2) 健康診断料

ア 普通健康診断料は、算定方法により積算して得た初診料に相当する額に100分の105を乗じて得た額とする。

イ 略

ウ 各種検査を行った場合は、当該検査につき、算定方法により積算して得た額に100分の105を乗じて得た額を加算する。

エ レントゲン診断を行った場合は、算定方法により積算して得た額に100分の105を乗じて得た額を加算する。

(3) 予防接種料

予防接種料は、算定方法により積算して得た額に100分の105を乗じて得た額とする。

(4) 略

別表第2 (第5条関係)

略